

## 彦根城世界遺産登録への取組をPRするロゴマークの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、彦根城の世界遺産登録に向けた取組を一体的にPRするロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用目的)

第2条 ロゴマークは、彦根城の世界遺産登録の推進に向けて、彦根城と城下町への愛着、シビックプライドの醸成、国内外での認知度の向上を図るために使用することを目的とする。

### (ロゴマーク)

第3条 ロゴマークは、別図彦根城世界遺産登録PRロゴマークに定めるとおりとする。

### (ロゴマークに関する権利)

第4条 ロゴマークに関する著作権(著作権法第27条および同法第28条に規定する権利も含む。)は、彦根市に帰属する。

### (使用基準)

第5条 ロゴマークは、その使用の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を認めない。

- (1) 彦根市の信用または品位を害するおそれがある場合
- (2) 法令または公序良俗に反するおそれがある場合その他社会的な非難を受けるおそれがある場合
- (3) 特定の政党その他の政治団体の利害に関する内容を含む場合
- (4) 特定の宗教、宗派、教団等の利害に関する内容を含む場合
- (5) ロゴマークのイメージを損なう使用をする場合
- (6) 「ロゴマーク使用ガイドライン」の規定に反して使用する場合
- (7) 自己の商標または意匠とするなど独占的に使用するおそれがある場合
- (8) 前各号に定めるものの他、彦根市長(以下「市長」という。)が使用について適当でないと認める場合

### (使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、原則として無償とする。

### (使用承認の申請)

第7条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ彦根城世界遺産登録への取組をPRするロゴマーク使用承認申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 彦根市がその業務の目的において使用する場合
- (2) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (3) 彦根城世界遺産登録 意見交換・応援 1000 人委員会の委員および委員の所属する団体が第 2 条に掲げる使用目的により使用する場合
- (4) 彦根市が共催または後援する行事で、第 2 条に掲げる使用目的により使用する場合
- (5) その他市長が適当であると認める場合

2 前項但書第 1 号から第 5 号の規定により市長の承認を受けずに使用する場合においても、第 5 条第 1 項第 1 号から第 8 号に該当する事由があると認めるときには、市長は、当該使用者に対し、ロゴマークの使用中止を求めることができるものとし、使用者はこれに従うものとする。  
(使用の承認等)

第 8 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは彦根城世界遺産登録への取組を P R するロゴマーク使用承認通知書(別記様式第 2 号)により、使用を承認しないときは当該申請者に使用不承認通知書(別記様式第 3 号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定によりロゴマーク使用を承認する場合には、必要な条件を付することができる。前条第 1 項但書により承認を得ないで使用する者に対しても、市長は、必要と認めるときには、使用にあたっての条件を付することができるものとし、使用者はこれに従うものとする。  
(使用承認の内容の変更)

第 9 条 前条の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ彦根城世界遺産登録への取組を P R するロゴマーク使用変更承認申請書(別記様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認するときは彦根城世界遺産登録への取組を P R するロゴマーク使用変更承認通知書(別記様式第 5 号)により、変更を承認しないときは使用変更不承認通知書(別紙様式第 6 号)により、当該使用者に通知するものとする。

(目的外使用等の禁止)

第 10 条 使用者は、次に掲げることをすることができない。

- (1) 第 8 条の規定により承認を受けた内容以外の目的でロゴマークを使用し、または当該承認に付された使用条件に反すること。
- (2) ロゴマークの使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸すること。

(3) 商標および意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、または登録すること。  
(是正命令および使用承認の取消し)

第 11 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちにその是正を命じ、または当該使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に反したとき、または反することが判明したとき。

(2) 虚偽の申請を行ったとき。

(3) 使用承認に付された使用条件に反したとき。

(4) その他不適切な行為を行ったと市長が認める場合

(責任の制限)

第 12 条 市長は、前条の規定によるロゴマークの使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

2 市長は、使用者がロゴマークの使用により第三者に対して与えた損害または損失について、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。